特定非営利活動法人ジュレー・ラダック定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人ジュレー・ラダックという。英語名をＪｕｌａｙ　Ｌａｄａｋｈとする。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都文京区小石川三丁目４番１４号に置く。

（目的）

第３条　この法人は、インドのジャンムー&カシミール州内のラダックを初めとするインドの地域間格差が広がる地域（「以下「ラダック等」という。）において、環境変化及び社会的格差等を是正すべく、ラダック等への支援と文化交流を促進させ、ラダック等において環境にやさしい持続可能な地域社会の創造に向けた活動と、価値観の多様性を認め合うための学びの場の提供及び支援とを行い、その結果、ラダック等のみならず日本国を含む様々な地域において、文化と伝統を大切にし自然と共生した持続可能な循環型地域社会の実現に資することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

（１）国際協力の活動

（２）環境の保全を図る活動

（３）社会教育の推進を図る活動

（事業の種類）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、以下の事業を行なう。

（１）ラダック等との文化交流及び相互理解の促進事業

（２）ラダック等の弱い立場に置かれた人々に対する支援事業

（３）ラダック等の自然環境並びに文化及び伝統の保全事業

（４）ラダック等への活動を通して循環型地域社会の構築に対する啓発及び実践事業

（５）ラダック等の文化及び支援の必要性等についての理解を日本社会に広めるための広報事業

（６）その他目的を達成するために必要な事業

第２章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法における社員とする。

（１）正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人、学生または団体

（２）賛助会員　　この法人の目的に賛同して事業を賛助するため入会した個人、学生または団体

（入会）
第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。
２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
３　　理事長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
４　理事長は、第２項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）
第８条　会員は、理事会で別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）
第９条　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
（１）本人が退会の申し出をしたとき
（２）本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき
（３）一定期間を越える会費を滞納したとき
（４）第１１条の規定により除名されたとき

（退会）
第１０条　会員は、本人の申出により、任意に退会することができる。

（除名）
第１１条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。
（１）この定款に違反したとき
（２）この法人の名誉を傷つけ、又は目的を妨げる行為をしたとき
２　前項の規定により、会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金品の不返還）
第１２条　既に納入した会費、その他の拠出金品は、返還しない。

第３章　役員

（種別及び定数）
第１３条　この法人に、次の各号に掲げる理事、監事を置く。
（１）理事　　５人以上７人以内
（２）監事　　１人以上２人以内
２　理事のうち１人を理事長とし、１人以上２人以内を副理事長とする。

（選任等）
第１４条　理事及び監事は、総会において正会員（団体の場合にあってはその代表者）の中から選任す

る。
2　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
4　法第２０条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
5　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職務）
第１５条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4　監事は、次に掲げる職務を行う。
（1）この法人の業務執行の状況を監査すること。
（2）この法人の財産の状況を監査すること。
（3）前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
（4）前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
（5）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期等）
第１６条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
2　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
3　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第１７条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第１８条　役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
（1）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
（2）職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
2　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）
第１９条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第４章　総会

（種別）
第２０条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）
第２１条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）
第２２条　総会は、以下の事項について議決する。
（１）事業報告及び決算
（２）定款の変更
（３）会員の除名
（４）役員の選任又は解任
（５）解散及び合併
（６）解散における残余財産の帰属
（７）その他運営に関する重要事項

（開催）
第２３条　通常総会は、毎年１回開催する。
２　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
（１）理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
（２）正会員総数の２分の１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
（３）監事が第１５条第４項第４号の規定に基づいて招集するとき。

（招集）
第２４条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、速やかに臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第２５条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（定足数）
第２６条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することはできない。

（議決）
第２７条　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の３分の２をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
２　総会における議決事項は、第２４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の３分の２以上の同意があったときは、この限りではない。

（表決権等）
第２８条　各正会員の表決権は平等なものとする。
２　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
３　前項の規定により表決した正会員は、前２条の規定の適用については出席したものとみなす。
４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第２９条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）日時及び場所
（２）正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあたっては、その数を付記すること。）
（３）審議事項
（４）議事の経過の概要及び議決の結果
（５）議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２名が、記名押印又は署名しなければならない。

第５章　理事会

（構成）
第３０条　理事会は、理事をもって構成する。

（機能）
第３１条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
（１）総会に付議すべき事項
（２）総会の議決した事項の執行に関する事項
（３）その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（開催）
第３２条　理事会は、原則として年３回開催するほか、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。
（１）理事長が必要と認めたとき。
（２）理事２名以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（招集）

第３３条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２号の場合には、速やかに理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第３４条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（議決）

第３５条 理事会における議決事項は、第３３条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第３６条　各理事の表決権は、平等なものとする。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

３　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

４ 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第３７条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）

（３）審議事項

（４）議事の経過の概要及び議決の結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人が記名押印又は署名しなければならない。

第６章　資産

（構成）

第３８条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）設立当初の財産目録に記載された資産

（２）入会金及び会費

（３）寄付金品

（４）財産から生じる収入

（５）事業に伴う収入

（６）その他の収入

（区分）
第３９条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（管理）
第４０条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第７章　会計

（原則）
第４１条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（区分）
第４２条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

（事業年度）
第４３条　この法人の事業年度は、毎年１月１日に始まり、１２月３１日に終わる。

（事業計画及び予算）
第４４条　この法人の事業計画及び収支予算に関する書類は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経て、総会に報告しなければならない。
２　当該事業年度中の事業計画及び収支予算は、理事会の議決により、変更することができる。

（暫定予算）
第４５条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費）
第４６条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）
第４７条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第４８条　この法人の事業報告、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。
２　決算上余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）
第４９条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第５０条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の３分の２以上の議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）
第５１条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
（１）総会の議決
（２）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
（３）正会員の欠亡
（４）合併
（５）破産手続開始の決定
（６）所轄庁による設立の認証の取消し
２　前項第１号の事由により解散しようとするときは、総会において、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。
３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）
第５２条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第１１条第３項に掲げる者のうち、総会において、出席した正会員の４分の３以上の議決を経て、選定されたものに譲渡するものとする。

（合併）
第５３条　この法人が合併しようとするときは、総会において、正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）
第５４条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第１０章　事務局

（設置等）
第５５条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。事務局長及び職員は、理事が兼務することができる。

3　事務局長及び職員は、理事会の承認を得て理事長が任免する。
4　事務局の組織運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第１１章　運営委員会

（運営委員会）
第５６条　この法人に、この法人の運営を円滑に行うため、運営委員会を設置することができる。
2　運営委員会は、運営委員によって構成される。運営委員は、理事又は事務局長若しくは職員が兼務することができる。
3　運営委員は、会員の中から、理事会の承認を得て理事長が任免し、その結果を総会に報告する。
4　運営委員は、理事会の議決の前に、理事会に対して意見を述べ、提案することができる。

第１２章　雑則

（細則）
第５７条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則
1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	GURMET SKARMA（ギュルメット　スカルマ）
副理事長	大河内秀人
理事	ESKILDSEN THOMAS CHRISTIAN（エスキルセン　トーマス　クリスチャン）
理事	田光
理事	木村剛
監事	晝間勝子

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成２３年３月３１日までとする。
4　この法人の設立当初の事業年度は、第４２条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成２３年３月３１日までとする。
5　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第４３条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

（１）個人正会員
　　入会金　　１０，０００円
　　会費　年額　１０，０００円
（２）学生正会員
　　入会金　　７，０００円
　　会費　年額　７，０００円
（３）団体正会員
　　入会金　　３０，０００円
　　会費　年額　３０，０００円

（4）個人賛助会員

入会金　　1口　5，000円（1口以上）

会費　年額1口　5，000円（1口以上）

（5）学生賛助会員

入会金　　1口　4，000円（1口以上）

会費　年額1口　4，000円（1口以上）

（6）団体賛助会員

入会金　　1口　20，000円（1口以上）

会費　年額1口　20，000円（1口以上）